

# 台風接近による警報発令時の 臨時休館・再開の取り扱いを変更し ます。

令和5年8月1日より、大阪市内に「大雨特別警報・暴風特別警報・暴風警報」が発令された場合の臨時休館・再開についての取り扱いが下記のとおり変更となります。

## 【新しい基準】

警報が解除された時間	平日・土曜日	日曜日・祝日
午前7時まで	平常どおり開館	
午前7時から午前10時の間	午後の部（午後1時）より開館	
午前10時から午後3時の間	夜間の部（午後6時）より開館	
午後3時以降	終日休館	